

【高所作業車の運転】

1. 講習科目と時間

講習科目		講習時間	一般講習	
			17 時間	14 時間
学科講習	作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	5	5	5
	原動機に関する知識	3	—	—
	運転に必要な一般的事項に関する知識	2	2	—
	関係法令	1	1	1
	小 計	11	8	6
実技講習	作業のための装置の操作	6	6	6
	小 計	6	6	6
合 計		17	14	12
所 要 日 数 (目安)		3 日	3 日	2 日

2. 受講資格

講習時間	受 講 資 格
17 時間	・ 未経験者で他の資格を持っていない者
14 時間	・ 建設業法施行令第 27 条の 3 に規定する建設機械施行技術検定に合格した者 ・ 道路交通法第 84 条第 3 項の大型特殊自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、又は普通自動車免許を有する者 ・ フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習、車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習、車両系建設機械（解体用）運転技能講習又は不整地運搬車運転技能講習を修了した者
12 時間	・ 移動式クレーン運転士免許を受けた者又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者